様式第2号(第5条関係)

|  |
| --- |
| 粕屋町高齢者配食サービス事業利用(決定・却下)通知書第　　　　　号　　年　　月　　日　　　　　　　　　　様粕屋町長　　　　　　　　　　印　　　　　　年　　月　　日付で申請のあった配食サービスの利用について、下記のとおり(決定・却下)しましたので通知します。記1　決定 |
| 　 | 利用者氏名 | (男・女) |  |
| 生 年 月 日 | 年　　　月　　　日 |
| 住所 | 粕屋町 |
| 注意事項 | ○配食開始日が決まりましたら、業者より連絡いたします。○利用内容の変更については、役場に申請が必要です。 |
| 2　却下(却下理由)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

教示

1　審査請求について

　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において粕屋町を代表する者は、粕屋町長です。

　ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。